

# 付添人プラクティス報告

## 第11回 犯情を否認した事件における付添人活動 ～少年との距離感に苦労したケース～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会  
付添人活動支援チーム

### <事案の概要>

当時15歳の少年が、共犯者3名と共謀の上、わいせつ目的で通行中の女性を略取しようと企て、待ち伏せの上通りかかった女性の行く手を遮るなどしたが、女性に騒がれる等により、その目的を遂げなかったという事件。非行事実は合計5件、4日間にわたるものであり、各非行事実そのものについて争いはなかったが、少年は共犯者の一人に脅されたと非行に至る経緯について否認していた。かかる場合、被疑者弁護士及び付添人としてどのような活動をすべきなのだろうか。

### ① 非行に至る経緯

少年は共犯者の一人に脅され、非行に至ったと終始主張していた。本件非行を指示したのは誰なのか、主犯が誰かということが本件審判における最大の争点であった。結局、裁判所は客観証拠や他の共犯者の供述調書から、少年は脅されたものではない、むしろ少年が指示をしたのであり、主犯であるとの認定をした。

付添人からは、少年は、犯行時にはさほど抵抗なく携わっていることが少年の供述調書からうかがえるのであるが、他方で、不可解な事実も山ほどあり、付添人としては、少年が主犯ではないと確信しているものの、現在も真相は不明のままであるとの報告がなされた。少年は本件犯行を無理矢理やらされたと言っているのか等々この点については様々な議論がなされたが、事案が複雑であり、結論は出なかった。

### ② 保護処分の内容

本件では、中等少年院送致決定がなされ、期間については相当長期の処遇意見が付された。調査官も、後記のように少年の性的関心が非常に強いということ、及び家族の問題を重視し、やはり相当長期の意見であった。

付添人としてどのような処分を予想していたかという質問に対し、付添人からは、調査官意見が重く少

なくとも少年院は免れないという印象はあったが、一方、家裁の決定は少年が責任逃れをしているという犯情が考慮されていたので、少年の主張が全て真実であれば保護観察の可能性もあったと思われるとの回答が述べられた。

### ③ 性的執着心

少年は非常に性的執着心が強く、性に対する抵抗感や羞恥心が感じられなかったとの報告がなされた。

なぜそのような執着心を持つに至ったのか、他の事例も踏まえつつ議論がなされた。この点、一般に、家族や学校、友人などの環境に依存するところが大きいとの意見が出されたところ、本件においても、性にオープンな家庭であったことや、少年は主に先輩と交遊していたこと（その先輩にいろいろ教わったこと）に一因があるのではないかと意見も出された。

### ④ 少年の両親・家族

少年の両親は、接見面会に足繁く通い、叱るべき点は叱りつつ少年を励まし続けていた。しかしながら、少年と両親の関係は一見良好に見えるが、逆に少年に甘すぎるのではないかと指摘もあった。

少年が非行に及ぶのは、家族・家庭の環境に依るところが非常に大きいと言われている。少年自身に非行内容及び非行に至った原因について認識させ、問題点を把握させることは付添人活動において非常に重要であるが、その他、家族に問題点を把握させ改善を促すことも重要である。この点については様々な議論がなされたが、こと本件のように否認しているケースでは、少年と同様に家族に理解させることは難しいという意見が出された。

### ⑤ ADHD

少年は観護措置中、ADHD（注意欠陥多動性障害。発達障害の一種）と診断された。少年の内省が深まら

「付添人プラクティス」とは、毎月1回（原則として第2金曜日）午後6時から開催される付添人活動の報告・検討会をいう。付添人プラクティスでは、付添人活動のスキルアップを図るべく、毎回テーマを決めて、話題提供者が付添人活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行なっている。また、出席者の手持ち事件の相談・検討も行なっている。本連載を読んで興味をもたれた方は、是非、付添人プラクティスにも足を運んでいただきたい。

なかったのはこの影響があったからではないか、社会記録では重視されていたかなど様々な議論がなされた。

これに関連し、発達障害についての議論がなされた。本件少年はむしろアスペルガーの傾向があるのではないか、このような発達障害というのは「障害」というにはふさわしくない、もっと理解されるべきだなどの意見が出された。

## ⑥ 責任能力

少年は脅されて本件各非行に至ったと主張していることや、ADHDと診断されていることから、審判において責任能力を争うことも考えられた。この点についても議論がなされたが、付添人からは、少年の話や証拠からみて無理がある、限られた時間の中で簡易鑑定をしつつ、数度の審判で事実を争うことは不十分な審判になるおそれがあり、むしろ少年に不利になると付添人として判断したのでそのような法律上の主張は行なわなかったとの回答が示された。

## ⑦ 抗告・再抗告

付添人から、数十回に及ぶ接見及び面会の中で、度々、誰が主犯であるかはさておき、被害者の問題を伝えてきたとの報告があった。家裁決定後も同様に、裁判所の認定はともかくやってしまったことについてはきちんと受け止めるべきという話をし、少年も理解していたようである。しかしながら、やはり納得ができないし、争う手段が残されている以上やるだけやりたいとの思いが少年はもとより家族に非常に強く、抗告・再抗告をすることになった。

抗告・再抗告をしながらも少年を納得させるような話はできたのか等の議論がなされた。このような事案では、少年に自らの問題点を理解させ処遇効果を上げることと不服申立をすることがなかなか相容れないので非常に困難な問題であるなどの意見が出された。また、否認主張と要保護性のバランスをいかに図

るべきかは極めて悩ましい問題であり、否認主張に重点を置きすぎると要保護性の審判時の少年に対する感銘力が薄くなってしまいが、といって否認主張をおざりにはできない葛藤があるとの意見もあった。

## ⑧ 少年との距離感

本件付添人活動における最大のテーマであった。

付添人は、少年に対し、本件の重大性について理解させようと、主犯ではなくとも被害者に対し多大なショックを与えたことは事実であり、非常に重い責任があるのだということを度々説いたのであるが、その度に少年は、分かっている、反省していると言いながらも、すぐに自分は主犯ではないとの主張や関連する話をするようになり、真の反省がなされているか疑問であったとの報告がなされた。また、付添人から、他の誰よりも本件につき少年と話をした者として、少年が主犯ではないことを一貫して確信していたが、他方で、初回の接見時から、少年の信頼を失ってはいけないとの思いから少年に肩を入れすぎてしまったかもしれず、だからこそ、その後いかに上記のように反省を促しても、説得力ある話ができなかったのではないかと感想が述べられた。

この点につき、少年の主張を受け入れることは大切であり、頭ごなしに反省を促す等糾問的になると、弁護士も警察と同じだという印象を少年に与えてしまい、以後、信頼関係の構築は難しくなるという意見や、少年の主張に理解を示した上で、主犯でないとしても反省すべきということを諭すのがよいが、かといって、あまり親身になりすぎても言うべき事が言えなくなってしまうジレンマがあるとの意見、結局は付添人や少年のパーソナリティではないかなどの意見が出された。

いかにして否認している少年の信頼を得つつ、反省を促し、更生させるか、すなわち、いかにして適切な少年との距離感をつかむかは、付添人活動における難しいテーマであろう。